

世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金交付要綱

平成18年2月15日
17世保育第1241号

(通則)

第1条 世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金(以下「補助金」という。)の交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和58年3月世田谷区条例第18号。以下「条例」という。)、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。)及び世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。)によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的等)

第2条 補助金は、世田谷区認証保育所事業実施要綱(平成13年9月27日世保育発第338号)に基づく事業を実施している世田谷区内の認証保育所(以下「区内認証保育所」という。)が、次項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に対して、障害児保育の充実を図るための経費を補助することを目的とする。

2 この要綱において障害児とは、次のいずれかに該当する児童で、健常児に比べ保育することに配慮が必要であり、かつ、集団保育が可能なものをいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳を有している者で、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する4級又は5級(聴覚障害については、4級又は6級)に該当するもの

(2) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民精発第58号)第1条に規定する愛の手帳を有しているもので、精神障害の程度が同要綱第4条に規定する3度又は4度に該当するもの

(3) 前2号に掲げる者と同等であり、個別的に配慮が必要と区長が認めたもの

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、区内認証保育所が、そこに在籍している世田谷区内に住所がある個別的に配慮が必要な障害児に対して実施する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、補

助事業を行う世田谷区内の認証保育所の設置者とする。

(補助金の対象となる経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助事業者が障害児に対し、補助事業の運営を行うに当たり支出した経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金交付額は、障害児1人当たり月額45,000円とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 区長は、前条の運営費に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)に、必要な書類を添付させた世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金交付申請書(第1号様式。次条において「申請書」という。)を提出させるものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、申請書の提出があった場合は、施設訪問調査の結果及び関係書類を審査し、補助金の交付を決定したときはその決定内容及びこれに付けた条件を世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことに決定したときはその旨を世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に速やかに通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 区長は、前条第1項の規定による交付を決定したときは、半期ごとに、その最終月が終了した翌月の末日までにその期間在籍していた障害児に係る運営費について、補助事業者在世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金請求書(第4号様式)を提出させるものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第10条 区長は、補助事業者が補助事業の重要な内容を変更しようとするとき又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、世田谷区認証保育所障害児保育加算補助事業変更・中止・廃止申請書(第5号様式)によりあらかじめ申請させ、承認を受けさせなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の重要な変更又は補助事業の中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区認証保育所障害児保

育加算補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況等の報告を求めることができる。

（遂行命令等）

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告書等により補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対して書面により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して書面により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

（実績報告書）

第13条 区長は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は東京都知事が認証保育所の廃止若しくは休止の承認をしたときは、それらの事実のあった日以後60日以内に、補助事業者に世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金実績報告書（第7号様式。次条において「実績報告書」という。）を提出させなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（1）偽りその他の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を当該補助事業以外の目的に使用したとき。

（3）実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第7条の交付申請の内容を下回るとき。

（4）認証保育所の廃止若しくは休止又は認証の取消しがあったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に書面によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にもその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第14条第1項第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助事業者にもその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第17条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第19条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当

の限度においてその交付を一時停止することができる。

(書類の保存)

第20条 区長は、補助事業者に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(社会福祉法人に補助金を交付する場合の読替え)

第21条 社会福祉法人(社会福祉法人社会福祉協議会及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を除く。)を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条	世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金交付申請書(第1号様式。次条において「申請書」という。)	世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金交付申請書(第1号様式)及び施行規則に定める補助金交付・貸付金貸付申請書(第1号様式)(次条においてこれらを「申請書」という。)
第8条	世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金交付決定通知書(第2号様式) 世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金不交付決定通知書(第3号様式)	施行規則に定める補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書(第3号様式)
第12条 第1項	書面	施行規則に規定する助成事業遂行命令通知書(別記第5号様式)
第12条 第2項	書面	施行規則に規定する助成事業停止命令通知書(別記第6号様式)
第13条	世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金実績報告書(第5号様式。次条において「実績報告書」という。)	施行規則に規定する補助事業実績報告書(別記第7号様式。次条において「実績報告書」という。)
第14条 第2項	書面	施行規則に規定する助成決定取消通知書(別記第8号様式)

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月23日22世保育第1593号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月1日26世保育第706号)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日27世保認調第1362号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月3日5世保認調第91号）

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。